

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）及び法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「準用通則法」という。）の規定に準拠して、国立大学法人九州大学の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の業務に関して、監査を実施しましたので以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

国立大学法人九州大学監事監査要綱等に基づいて、監査の方針・監査計画に従い、役員等との意思疎通を図り、内部監査担当部署と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、総長及び理事並びに業務責任者等から中期目標の達成に向けた取組状況を含む職務の執行状況についての報告を聴取し、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要文書等を閲覧し、部局長等や事務組織の業務責任者等からその職務の遂行状況について聴取するとともに、業務及び財産の状況を調査し、書面及び証拠書類の査閲等によって確認しました。また、準用通則法第 28 条第 2 項において規定される国立大学法人等の役員（監事を除く。）の職務の執行が法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に係る業務方法書の変更について、担当役員等からその記載内容についての報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づいて、当該事業年度に係る業務運営の状況及び事業報告書（会計部分を除く。）等について検討いたしました。

また、財務担当部署から会計に関する資料について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から、監査計画と監査の方法及びその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条に準じて、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づいて、当該事業年度に係る財務諸表〔貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書〕、事業報告書（会計部分）及び決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務運営等の監査結果

- イ. 国立大学法人九州大学の業務運営については、法令等に従って全体として適正に実施されており、重大な違反等は認められません。なお、中期目標の達成に向けた取組みが着実に実施されているものと認めます。
 - ロ. 事業報告書（会計部分を除く。）は、国立大学法人九州大学の業務運営の概況を示しており相当であると認めます。
 - ハ. 総長及び理事の職務の執行については、不正の行為または法令もしくは国立大学法人九州大学学則等の規定に違反する重大な事実は認められません。
- ニ. 準用通則法において規定される内部統制システムの整備に関する業務方法書記載の内容については相当であると認めます。また、従前から構築され運用されている法令遵守及び危機管理並びに情報保存管理等の内部統制の状況については、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 財務諸表等の監査結果

- イ. 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ロ. 財務諸表、事業報告書（会計部分）及び決算報告書は、法令及び国立大学法人九州大会計規則等の規定に準拠しており、国立大学法人九州大学の財政及び運営状況を正しく示しているものと認めます。

平成 27 年 6 月 9 日

国立大学法人九州大学

監事（常勤） 善 福 勉

監事（非常勤） 藤 田 和 子

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。